

内閣参甲第七五号

昭和二十四年四月二十八日

内閣總理大臣 告相 茂

參議院議長 松平恒雄殿

参議院議員橋本萬右衛門君提出漆器に対する物品税の改正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員橋本萬右衛門君提出漆器に対する物品税の改正に関する質問に対する答弁書

一 終戦後の國家財政は今なお窮迫の事情にあり、又國民は再建のために最低生活に耐乏しなければならない現状であるため、しやし的、高級的物品のみならず、ある程度國民生活に關係の深い物品についても物品税を課することをやむなくせられているのである。ただその物品の品質、消費の状況等の差異に應じて税率又は課稅最低限の差等を設け、課稅の適正を圖つてゐる次第であつて特に最近においては、經濟情勢、社會生活狀況の變化に伴い、実情にそりよう稅負担の輕減を図ることとし、昨年七月に稅率の引き下げ、同年九月課稅最低限の引き上げ等を行つたのであつて、大体において課稅物品間の負担は權衡を得てゐるものと認められるのである。なお物品税は、重要な財源となつてゐるので適當な代り財源もない今日においては、この廢止は困難であると考える。

二 漆器については、昨年七月その稅率を五割から三割に引き下げ、同年九月課稅最低限を物價水準に順應し、且つ取引の実情にそりよう引き上げたのであつて、只今の經濟情勢、生活狀態等からみて直ちにこれを改める理由も認められず、しかも同種の用途を有する陶磁器、ガラス製品との權衡もあり、本品のみを輕減するときは、他にも影響を及ぼすこととなり、ひいて租稅收入の確保を期しがたくなるので、稅率を一割にし、課稅最低限を十倍にする等のことは困難と考える。

三 物品税は各物品についてその品質、用途等の差異により類別、号前に区分し、稅負担の權衡を圖つてあり、漆器と同様な用途を有し、型態も類似する陶磁器、ガラス製品とこれを区分することは理由がな

いものと考える次第である。

四 現行の税率は従價三割であり、この程度の負担の消費の轉稼はさして困難とは考えられず、又現行の従價税率による課税方法は漆器のような品質價格に差異のある物については最も合理的であると考えられるのであって、物品税が生産及び技術の發展を著しく阻害しているとは認められず、又輸出物品については物品税を免除しているのであるから、輸出を阻害するもそれはないと考えている。

以上の理由により御趣旨にそなことは困難と考えるのであるが、なお生産、取引並びに消費の実情を調査し検討することといたしたい。